公営企業会計システム構築業務仕様書

那覇市上下水道局

令和２年 12 月

1.　適用範囲

公営企業会計システム構築業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、那覇市上下水道局（以下「委託者」という。）の発注する「公営企業会計システム構築業務」（以下「本業務」という。）に適用するものである。

2.　目的

委託者で現在使用している公営企業会計システム（以下「システム」という。）は、平成２２年度から稼動し、10 年が経過している。

そのため、予算編成、執行管理、決算、固定資産、企業債、各種帳票などを適切に実施できることを前提に、各種作業の簡易化、伝票情報の検索性、各種帳票の豊富さなどを向上させ、効率的な行政運営に資することを目的とし、システムを構築するものである。

また、システムの運用保守については、本業務に含まれないが参考見積を積算する際に参考にすること。

3.　業務委託内容

（１）システムの設計から導入まで

① 現在の業務の流れを鑑みながら、委託者の今後の業務を考慮したシステムを構築するものとする。

② システムの設計・開発・テストを実施するものとする。

③ 仕様書の内容に基づき、委託者に最適なシステムの設計・検証を行うこと。

④ サーバ等のハードウェア及びミドルウェアも含め、システムを導入するものとする。

（２）操作研修

スムーズなシステム稼動を推進するため、職員を対象とした操作研修を実施するものとする。

（３）データ移行

委託者にシステムを導入することが決定した受託者は、既存のデータ移行をスムーズに実施すること。

（４）保守、運用支援

円滑な業務遂行のため、システムの保守・運用支援を行うこと。

4.　適用業務のシステム範囲

適用業務のシステム範囲は、以下のとおりとする。なお、各業務に要求する機能

は、原則、別紙「要求機能要件書」のとおりとする。

① 予算編成
② 執行管理
③ 決　算
④ 固定資産
⑤ 企業債
⑥ 債権者管理
⑦ 貯蔵品
⑧ 決算統計

5. システム稼動スケジュール

構築から運用までのスケジュールは、以下のとおりとする。

令和３年２月下旬	業者決定
令和３年３月頃	契約締結（予定）
令和３年４月１日	システム構築開始
令和３年 10 月１日	予算編成、固定資産、貯蔵品、企業債、債権者管理が稼働 ※予算編成以外の稼働開始時期については、個別に協議を行う。
令和４年４月１日	上記以外のシステムが稼働

6. 支払方法

請負代金は、すべての成果物を納入した後、検査を行い合格した場合に、適法な請求書を受けた日から 30 日以内に支払う。

7. 基本要件

（１）クライアントＰＣには専用のプログラムを組み込まなくても、マルチブラウザが組み込まれていれば、利用できる Web 型のシステムであることとする。

（２）システムは庁舎内にサーバを設置する自庁型のシステムとする。また、設置場所については、別紙のとおりとする。

（３）データ保持も含め稼動後５年以上は安定した利用ができるシステムを提案すること。

（４）システム導入等については、委託者の情報担当職員及び業務担当職員と豊富な開発経験を持つ業務に精通した SE との間で十分な協議を行い、委託者の要望を

十分に考慮しパッケージシステムの導入を基本としつつも必要な修正・追加については反映可能なこととする。

（5）クライアント PC は、委託者既存の業務用全 PC にて運用可能であることとする。また、クライアント PC の増設、移設、更新、入れ替え等が発生した場合でも、設定作業等を業者に委託する必要がなく、追加費用を必要としないものであることとする。

（6）システムの稼動時期については既述のとおりとし、稼動までに職員によるシステム検証、操作研修等全て終了し、万全の体制をとれるようスケジュール計画を立てること。

（7）システム情報の機密保持・安全性確保のために、ユーザごとのパスワード管理等のセキュリティ機能を有すること。

（8）ネットワーク通信レスポンスは、業務上支障のない性能を保証すること。

（9）今後、今回のようにシステム更新を行う際に、委託者が別の業者と契約することとした場合、全てのデータを委託者の指定するエクセルデータ及び CSV 形式にして引き継ぐこととすること。

(10) 成果品の機能等において法令等により変更が必要となった場合、保守範囲内として対応することを原則とする。

なお、大規模改修となる場合には、委託者と受託者が協議のうえ対応すること。

(11) 将来の拡張や組織の改編も考慮に入れ、それらに柔軟に対応可能で且つ拡張性に優れたシステムであること。

8. システム運用要件

システムの導入に必要なサーバ等機器、ミドルウェアについては、本業務の調達範囲とする。

（1）ハードウェア

システムにて使用するサーバは全国の自治体に多数の導入実績があり、メーカー・機種・開発者依存度、採用技術の特異性が低く、国際的な標準に基づく技術を採用した運用保守が容易である機器を提案すること。

（2）サーバ要件

①職員数 200 人規模程度の自治体の使用に耐えられるものとして、仕様及び構成を提示すること。

②サーバ構成については、提案システムに合わせた提案をすること。

③汎用性を考慮し、ネットワークプロトコルは TCP/IP とする。

④電源の冗長化・UPS を備えた構成とすること。

⑤ラックマウント型サーバとすること。(コンソール装置を含む)

⑥サーバを収納できるラック（24U）を用意することとし、その費用は本調達範囲に含むこと。なお、新たなラックの設置に係る費用及び LAN ケーブル配線費用(30m 程度)についても本調達範囲に含むこと。

⑦ハードディスクには RAID を採用していること。

⑧ハードディスクの容量は、システム運用期間を十分考慮した容量を確保すること。サーバのデータ保存年限は 5 年以上とし、データ量の増加及び接続端末が増加しても安定的レスポンスが確保できることとする。

⑨ウイルス対策ソフトをサーバへセットアップすること。なお、ウイルス対策ソフトは、委託者が提供する kaspersky を使用すること。

⑩Windows2016 の CAL については、委託者が保有している 220 台分は提供可能であるが、Windows2019 を使用する際の 220 台分の CAL は、構築費用に含めること。

⑪製品として十分に検証・確認されたものであり、安定して動作すること。

⑫その他安定稼働させるために必要な装置を設置させること。

（3）ネットワーク

ネットワークについては、委託者既存のネットワーク環境を利用するものとする。

なお、ネットワークの接続に関しては、委託者及び関連業者と調整のうえ、スムーズな接続を実施すること。

（4）ハードウェア設置作業等

サーバ及び関連機器の設置・設定作業等も本調達範囲に含むこと。

（5）データバックアップ要件

①データバックアップに必要なハードウェア、ソフトウェアも調達範囲に含むこと。

②データバックアップは、業務時間に影響を及ぼさない時間帯、環境にて実行される構成・設定とし、バックアップ処理を自動化すること。

（6）システム運用時間

メンテナンス等の計画的停止の間を除き、原則 365 日 24 時間の運用が可能であること。

9. クライアント要件

（1）既存資源の有効活用

既存のクライアント端末及びプリンタ環境を活用することにより、初期導入コ

スト削減と現行機器等の有効活用を図るものとする。

（2）クライアントのシステム利用要件

クライアント端末の利用環境について、OS は Windows 10 以降、マルチブラウザまたは Internet Explorer11 以降に対応していること。また、OS、Internet Explorer は、複数のバージョンの混在が可能であること。

（3）システム用クライアント台数

システムに接続するクライアント数は、200 台（同時接続 100 台を想定）で稼働できること。また、稼働後において一定数の増設もあり得るものとする。

10. システム導入体制

（1）プロジェクトマネージャを業務責任者とする体制とすること。また、プロジェクトマネージャ、担当技術者を明確に記載した体制図を提案時に提出すること。

（2）導入作業等で委託者での作業が必要な場合は、想定される内容を明確にし、提案時に提出すること。契約後は、作業スケジュール等を委託者と協議すること。

（3）打合せ、会議等は、委託者施設内で実施するものとし、会議室の会場は委託者が準備する。打合せの日程は、委託者と協議のうえ調整すること。

（4）打合せに使用する資料等は、基本的に受託者が作成すること。また、打合せ後に議事録を受託者が作成し、委託者の承認を得ること。

（5）プロジェクトマネージャが、責任を持って進捗管理、品質管理等を行うこと。また、問題解決、情報共有、状況把握を目的とした会議を必要に応じ適時実施すること。

11. データ移行要件

（1）委託者にシステムを導入することが決定した業者は、既存のデータ移行をスムーズに実施すること。また、費用対効果の高い、より職員負担軽減を考慮したデータ移行を提案すること。

（2）システムに移行するデータは委託者から提示する。従って、現システムからのデータ抽出費用は見積書の対象外とする。

（3）データ移行範囲については、以下のとおりとする。

債権者情報、固定資産、貯蔵品、企業債台帳

12. 他システムとのデータ連携

以下のシステムデータ連携を実施すること。データ連携に関する全ての作業は調達範囲に含むものとし、毎年の実施が必要な作業についても保守作業範囲内とする

など追加費用が不要であること。

データレイアウトについては、受託者が現システムのデータレイアウトに合わせること。

・人事給与支出データの取込み

・料金調定データ、収納データ、還付データの取込み

13. 操作研修等

（1）導入時操作説明・研修

①一般職員向け操作研修

職員向けにシステムの機能及び操作方法の説明を行うこと。なお、操作説明の対象人数は、30 名程度を想定しており、1 回の研修当たり 15 名程度の参加人数とする。なお、操作研修会場、研修用 PC(15 台程度)、電源、ネットワーク環境は委託者にて用意する。

②システム管理者向け操作説明

システムの初期稼動時や各サブシステムの稼動時に、システム機能及び操作方法の説明を行うこと（10 名程度)。また、ハードウェアの機能及び操作方法の説明を行うこと。

（2）稼動後の支援体制

稼動後の安定的な運用を確保するために、電話等による問合せに対応できる要員を配置すること。

14. 保守・運用支援

（1）基本要件

※システムの運用保守については本業務の契約締結後に、別途保守委託契約（長期継続契約）を行う。

①業務委託期間中、システムによる業務が滞りなく実施できるよう、最適な保守を実施すること。

②保守窓口は、一つの連絡先に統合すること。

③受付時間は、休日・祝祭日及び委託者の定める休業日を除き、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、問い合わせ内容によっては、時間外でも対応すること。

④導入した機器及びソフトウェアに関する機能・操作方法等の問い合わせ（電話・メール等）に対応すること。

⑤導入した機器及びソフトウェアに重大なバグや脆弱性が発見された場合は、速

やかに委託者に連絡し、対応を別途調整すること。

⑥委託者が今後計画する事業において、本事業に関係すると思われる内容についての問い合わせ（電話・メール等）に対して、技術的支援を行うこと。

⑦原則、オンサイトでの保守作業とする。

⑧システムの保守期間は、令和４年４月１日から機器保守終了日までとする。

（２）機器保守

①60ヵ月間とし、常に完全な機能を保つため、対象の機器、対象のソフトウェア等の保守作業を実施すること。また、障害発生時の早急な復旧を行うための保守体制を確立すること。

②原則、オンサイトでの保守作業とする。

③本調達で導入する機器に通常の使用で障害が発生した場合、部品の修理、交換等は特段の定めがあるものを除き全て無償で行うこと。

④61ヵ月目以降の機器保守については、別途協議のうえ機器延長保守等を行う場合がある。

（３）障害発生時の保守

①委託者からの障害発生の連絡後、概ね４時間以内に委託者に到着できる体制とすること。

②ハードウェア障害の復旧作業は、運用停止を１日以内とする。ただし、機器の障害等により搬出する必要がある場合等、修理調達に日数を要する場合は、速やかに委託者へ報告の上、調整すること。

③障害復旧が完了した場合、委託者に完了報告を行うこと。

15. 成果物

下記の成果物を納品すること。なお、納品物のドキュメントについては、各工程の終了時に納品を行うこと。

（１）システム一式

①パッケージシステム

②必要とされるハードウェア、ミドルウェア

（２）プロジェクト管理に関する納品物

①プロジェクト体制図

②マスタースケジュール

③全体進捗状況報告書

④システム別詳細スケジュール

⑤基本設計書（要件一覧、業務概要、業務フロー、帳票・伝票レイアウト、区分・

コード設計書）

⑥打合せ議事録

（３）環境設定・機器設置に関する納品物

①サーバ設定書、運用書

（４）操作研修に関する納品物

①操作研修用テキスト

（５）その他

①検討課題表

②職員用操作マニュアル（PDF）

16. 著作権の扱い

（１）本業務の納入成果物は基本的に委託者が著作権を有するものとする。

（２）納入成果物のうち、従前より受託者又はその仕入先が著作権を有するものについての著作権は留保されるが、その翻案等により発生した二次的著作物の著作権は委託者に譲渡されるものとする。

（３）著作権の所在にかかわらず、データベースのテーブル構成及びデータ項目については開示すること。

17. 遵守義務

受託者は，情報セキュリティに関する特記事項及び個人情報の取扱いを定める特約を遵守すること。また、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

18. 業務引継ぎ等に関する事項

（１）次回、システムの再構築の際には、受託者は業務引き継ぎに必要なデータ移行等について、誠意を持って対応すること。

（２）業務引継ぎに伴いデータ移行が発生する場合、受託者は委託者が指定するフォーマット（以下「移行用フォーマット」という。）により速やかに提供すること。また、次回システム構築業者が、本業務の受託者でない場合であっても移行データの抽出、移行用フォーマットへの変換作業費用は、本業務の受託者負担とする。

19. その他

本仕様書に記載されていない事項については、両者が別途協議の上、実施することとする。